

「信州ひすいそば」の加工及び販売の統一的基準

平成 25 年 10 月 18 日 制定

平成 28 年 7 月 14 日 改定

令和 2 年 2 月 19 日 改定

令和 2 年 12 月 18 日 改定

令和 4 年 9 月 2 日 改定

信州ひすいそば振興協議会

1 使用する玄そば

信州ひすいそば振興協議会員の栽培者が、そば「長野S11号」栽培要領に基づき生産した玄そばを使用すること。

2 製粉方法

そばの殻（果皮）を除去したもの（丸抜き）を石臼挽きすることを基本とし、そば「長野S11号」の特徴が発揮できる製粉方法とすること。

3 ブレンドの禁止

他品種そばとのブレンドを行わないこと。

4 使用割合（そば粉の使用割合）

商品の原材料に占めるそば「長野S11号」の使用割合が70%以上であること。

5 表示

商品には、「信州ひすいそば」と明示する。

なお、そば切り及びそばがきはそば粉の使用割合を表示すること。

6 提供方法

原則として、そば切り又はそばがきにより提供することとし、そば「長野S11号」の特徴が発揮できる提供方法とすること。なお、災害発生時や供給過剰等の特殊事情がある場合についてはこの限りでない。

7 玄そばの種子利用の禁止

供給を受けたそば「長野S11号」の玄そばを種子として使用しないこと。また、種子として使用する恐れのある者に譲渡しないこと。

8 玄そばの保管

玄そばの保管については、そば「長野S11号」の特徴（色、香り、味）が維持されるよう、保管温度を一定に保つなど配慮すること。

9 加工、販売に係る記録簿の整備と保存

(1) 記載必要事項

仕入日、仕入先、仕入数量

出荷日、出荷先、出荷数量

(2) 記録の保存期間

販売日から1年間

10 調査の受け入れ

協議会が必要に応じて行う「信州ひすいそば」の加工、販売状況等を確認するための調査に応じること。